

## 《論 説》

## プロイセン上級裁判所とライヒ大審院

小 野 秀 誠

- I はじめに
- II 沿革
- III 上級裁判所の人と業績
- IV プロイセン司法省と司法大臣
- V むすび

## I はじめに

(1) プロイセン上級裁判所 (Preußisches Obertribunal) は、1782年から1879年まで存在したプロイセン国家の最高裁である。ドイツの最上級裁判所としては、ビスマルク帝国のライヒ大審院、その前身のライヒ上級商事裁判所、さらにその前身の、北ドイツ連邦の連邦上級商事裁判所が著名であるが、オーストリアを除くと、最大の領邦であったプロイセンの最上級裁判所であったプロイセン上級裁判所の存在は無視しえない。

また、ライヒ大審院の前身であるライヒ上級商事裁判所は、民事・商事の最高裁判所であったが、刑事事件を対象としていなかった。そこで、刑事の領域では、ライヒ大審院の実質上の前身は、プロイセン上級裁判所であったともいえる。

さらに、後述のように、人的な関連からすると、現在のBGHの前身であるライヒ大審院にとっては、ライヒ上級商事裁判所と並んで重要な人的な源となっており、たんなる一領邦の最高裁と位置づける以上の意味を有している。統一ドイツは、プロイセンのヘゲモニーの下にあったからである。

1867年、北ドイツ連邦	1871年、ドイツ帝国（ビスマルク帝国）
連邦上級商事裁判所 プロイセン上級裁判所	→ライヒ上級商事裁判所 →ライヒ大審院 (RG) —————→

(2) プロイセン上級裁判所の前身も、必ずしも一元的ではなく、1703年から1748年まで存在したベルリンの上級控訴裁判所（Oberappellationsgericht in Berlin）や宮廷裁判所、プロイセン各地の上級控訴裁判所などがある。後述するような歴史的経緯から、その出自は複雑である。

本稿は、この裁判所に関連する人物とその業績を中心に、ドイツの最高裁の歴史の一部を検討するものである<sup>1)</sup>。各裁判所の最高裁としての機能に注目するのは、最上級審が判例の統一という重要な機能を果たし、法の発展にも大きな役割を果たすからである。そして、プロイセンが最大の領邦・ラントであったことから、その最高裁は、実質的に統一後のドイツの最上級審の前身（の1つ）となったのである。ライヒ大審院（Reichsgericht）の前身は、決してライヒ上級商事裁判所（Reichsoberhandelsgericht）だけではないといえる。

ドイツは、その統一が1871年まで遅れたことから、統一的な最高裁が整備されたのは、統一後、ようやく1879年のライヒ大審院の設立時であった。それ以前は、裁判権は、必ずしも連邦＝ライヒに統一されず、各ラントが独自の管轄権を行使していた（商事裁判権のみは、連邦＝ライヒ上級商事裁判所）。ラントごとに固有の最高裁を有し、かつその形態がライヒの国制とともに変遷したことから、すこぶる複雑であり理解しにくい。しかし、現在の連邦裁判所（BGH）を理解するためにも、ライヒ大審院以前の司法のあり方を検討しておくことが必要であろう（後述Ⅱ、Ⅲ）。本稿では、最大のラントであったプロイセンを中心に、その他のラントの最高裁についても若干ふれる（後述Ⅴ）<sup>2)</sup>。

- 
- 1) ドイツの最高裁については、拙稿「ドイツの連邦裁判所の過去と現在」民法の体系と変動（2012年）394頁以下、「ドイツ民法典と法実務家」一橋法学12巻3号61頁参照（その61頁以下に、簡単にプロイセン上級裁判所にもふれた）。
  - 2) ライヒ大審院は、わが旧大審院のモデルの1つでもあることから、検討に値しよう。歴代のライヒ大審院長については、拙稿「立法と法実務家の意義」論叢83巻4号119頁。

ライヒ大審院そのものについては立ち入らない。

なお、付随して、大陸型の最高裁判所を支える司法機関、司法省についてもふれる。プロイセンでは、沿革から、裁判所だけではなく、司法省や検察のあり方も複雑である。あわせて検討することが、裁判所の機能を理解する上でも有益であろう(Ⅳ)。

## Ⅱ 沿 革

### 1 宮廷裁判所(Kammergericht)と不上訴特権

(1) 宮廷裁判所は、現在のベルリン高裁の別称でもある。ベルリン高裁は、現在の裁判組織の下では、連邦各地の24か所に存在するラント高裁(OLG, Oberlandesgericht)の1つにすぎない(ビスマルク帝国の時代には、最大29高裁があった)。しかし、その歴史的な沿革から、このように呼ばれるのである。その前史は、かなり複雑であり、諸侯(のち国王<sup>3)</sup>)の宮廷裁判所の出自から、場合によっては最高裁の役割をも果たしたのである。

宮廷裁判所の設立は、15世紀に遡り、ブランデンブルク選帝侯(Kurfürst)の創設した宮廷裁判所が起原である。すなわち、1468年に、ブランデンブルク選帝侯フリードリヒ二世が自分の宮廷に上級裁判所として創設し(Collegienhaus an der Brüderstraße in Cölln)、1735年まで存続したもので

---

また、わがくにでも、江戸時代の裁判制度は、幕府法のほかに各藩の法体系があったことから、きわめて複雑であり、それとの比較からも、裁判制度の統一がむずかしいことは、容易に理解できよう。

3) ブランデンブルク選帝侯が皇帝からプロイセンの王号を認可されたのは、1701年であり、選帝侯のフリードリヒ3世(在位1688-1713)がスペイン継承戦争でオーストリア・ハプスブルク家を支持する見返りであった。ケーニヒスベルクで、プロイセン王フリードリヒ1世となった。狭義のプロイセン(東プロイセン)は、神聖ローマ帝国の域外にあったから、プロイセン侯は帝国=ライヒから独立した存在であり、皇帝の下になかったからである。

ある。

大空位時代(1256-1273年)をへて、皇帝カール4世(1316-78、位1355-78)によって、金印勅書(Goldenen Bulle von 1356)が發布されて以来、選帝侯国は、一般的に不上訴特権(Ius de non appellando)を獲得した(個別には、それ以前に獲得していて、たんに確認したにとどまる場合もある)。種々の帝国高権の選帝侯への移譲の一環であり、選帝侯は、ライヒの帝室裁判所(Reichskammergericht)の上告受理権をみずから行使する必要を生じた。ブランデンブルクでは、宮廷裁判所が、そのための裁判所となった。やがて君主がみずから判決することがなくなったことから、その所在地は、しだいに宮廷とは独立して置かれるようになり、1735年に、新たな建物が建設された(Kollegienhaus in der Lindenstraße)。

しかし、宮廷裁判所は、ブランデンブルク(選帝侯国)の最高裁にすぎないことから、プロイセンが勢力を拡大するに従って、各地域を統合する最高裁が必要となった。各地域は、しばしばそれぞれの最高裁を付属したままプロイセン国家に併合されたからである。これらは、各法域に存在した上級裁判所であり、その結果、それらを統合するプロイセン全体の最高裁判所が必要となったのである(プロイセン上級控訴裁判所)。その結果、宮廷裁判所は、しだいに最上級審としての機能を喪失した。さらに下って1879年にライヒ司法法の下で、ライヒ大審院の上告への管轄権が確立すると、ベルリンの高裁(Oberlandesgericht)と位置づけられたのである<sup>4)</sup>。現在は、その歴史的名称のほかは、他の高裁と同じ位置づけである。

(2) ラントの不上訴特権に伴って、各ラントに設立された最高裁は、プロイ

---

4) Kammergerichtの沿革については、簡単に、一橋法学12巻3号72頁。Fischer, Zur Geschichte der höchstrichterlichen Rechtsprechung in Deutschland, JZ 2010, S.1077, S.1079. Kammergerichtの著名判決としては、フリードリヒ大王時の「粉屋のアーノルト(Müller-Arnold)」事件がある。拙稿・一橋法学13巻3号908頁およびその注10参照。

プロイセン上級裁判所については、Sonnenschmidt, Das königlichen Ober-Tribunals zu Berlin, 1879. 1702年の不上訴特権の時を直接の起原とする。

センでは、上級控訴裁判所であるが、バイエルンでは、1620年に不上訴特権を獲得すると、1625年に、破毀院 (Revisorium) が設立され、これが、1809年に、ミュンヘンの上級控訴裁判所となった。のちのバイエルン最高裁の前身でもある。また、1711年には、ブラウンシュヴァイク (Braunschweig-Lüneburg) の選帝侯国にも、Celle 上級控訴裁判所が設立された。ヘッセン (Hessen-Kassel) 侯国も、1730年から、カッセルに、上級控訴裁判所を有した。ヴュルテンベルク公国にも、上級控訴裁判所が設立された。バーデン公国から選帝侯国となった1803年に、マンハイムにも、上級裁判所 (Oberhofgericht) が設立された。ザクセン選帝侯国 (のち王国) には、ドレスデンに上級控訴裁判所があった。もっとも、ライヒ帝室裁判所とライヒ宮廷裁判所の判例は、緩やかな形で、これらの上級控訴裁判所にも影響を与えたから、普通法の下で、とくに私法の領域において、まったく裁判例が分裂したことにはならない。とくに私法は、学識法の下で統一が維持された。アメリカの私法が、必ずしも州法ごとに完全に分裂しているわけではないのと同様である。

(3) 1806年に、神聖ローマ帝国が解体したことから、「選帝侯」は意味を失い、たんなる称号となった。ウィーン会議後に成立したドイツ連邦 (1815年) は、別の基準をたてた。連邦の中央権力の欠如から、神聖ローマ帝国の域内には、原則として「王国」をおかないとの原則がくずれ (プロイセンはブランデンブルクでは選帝侯国にすぎない。前注3) のように、王国の称号は域外の東プロイセンに付与された)、公国や大公国はおおむね「王国」に昇進したからである (バーデン、ヴュルテンベルク、バイエルン、ザクセンなど)。新たな基準では、連邦構成諸国が、裁判手続上、独自に自国内に第3 審を保障することとしたのである。その結果、30万人以上の住民のあるラントは独立して、また、それ以下のラントは共同して、上級控訴裁判所を設立することが必要となった<sup>5)</sup>。プロイセンは、前述した上級裁判所を種々の地域に設置し、ハノーバー

---

5) ハンザ諸都市は、人口を合計しても30万人に満たなかったが、例外として独自のハンザ上級控訴裁判所の設置が認められた。一橋法学12巻2号24頁以下、Polgar, Das Oberappellationsgericht der vier freien Städte Deutschlands (1820–1879) und seine Richterpersönlichkeiten, 2006.

王国では、Celle の上級控訴裁判所がこれにあたり、ヴュルテンベルクでも上級裁判所 (Obertribunal Stuttgart) ができ、バーデンやヘッセンの上級控訴裁判所も存続した。バイエルンも、従来の破毀院を、ミュンヘンの上級控訴裁判所とした (Oberappellationsgerichts, 1809)<sup>6)</sup>。

## 2 枢密上級裁判所 (Geheimes Obertribunal)

(1) プロイセン枢密上級裁判所は、ベルリンの上級控訴裁判所を解消して (1703-1748年)、1782年に創設された。上級控訴裁判所は、プロイセンの不上訴特権の下で創設された裁判所である。ただし、変遷がある。上級控訴裁判所は、設立当時の全プロイセンを管轄していたが (ブランデンブルクと狭義のプロイセン、すなわち、神聖ローマ帝国外の東西プロイセン地域である)、19世紀までにプロイセンが拡張したことから、場所的には、カバーできないところが生じた。その場合に、当然に、従来の上級控訴裁判所の管轄区域が拡大したわけではない。国制上、各地域の上級控訴裁判所 (やその領域) が不上訴特権を伴ったまま統合される場合もあったからである。

(2) そこで、新たに取得した地域には、それぞれの上級控訴裁判所ないし破毀院が必要となった。1819年のプロイセンでは、プロイセン法 (ALR) 地域と普通法地域、フランス法地域の区別があった。そして、取得された地域の特性から、4つの最高裁が生じたのである。フランス法地域は、ライン左岸とウェストファリアであり、1819年から、ここを管轄するライン破毀裁判所があった (Rheinischer Revisions- und Kassationshof)。北ボメラニアには、1815年から、グライフスヴァルトに、普通法による破毀裁判所があった (もとスウェーデン・

---

6) これは、のちにバイエルン最高裁となった。以上の沿革について、Fischer, aa.O. (前注4) のほか、Peter Jessen, *Der Einfluss von Reichshofrat und Reichskammergericht auf die Entstehung und Entwicklung des Oberappellationsgerichts Celle unter besonderer Berücksichtigung des Kampfes um das kurhannoversche Privilegium De Non Appellando Illimitatum*, 1986. (Untersuchungen zur deutschen Staats- und Rechtsgeschichte NF 27); Pierer und Löbe (hrsg.), *Universal-Lexikon der Gegenwart und Vergangenheit*. 4. Aufl. Bd. 12, 1861, S.174 (Oberappellationsgericht).

ポメラニア法地域<sup>7)</sup>。ポーゼンには、1817年から、上級控訴裁判所があった(シレジアの地域)。ベルリンの破毀裁判所は、ラインラントの普通法地域をも対象としていた。上級控訴裁判所には位置づけられないが、(ベルリンの)宮廷裁判所とフランクフルトのラント裁判所も、1803年から1826年(部分的には1830年代も)には、一部の上告事件を扱った。1834年に、ポーゼンの破毀部は廃止された。

プロイセン国家は、ラントの集合体であったから、必ずしも域内の判例を統一する必要はなかったのである。この点は、現在の国民国家の最高裁が、法の統一をも重要な機能としているのとは異なる。1843年に、3つの破毀裁判所は、そのままの形で上級裁判所に統合され、司法省の下におかれたのである。それについては、以下の経過がある。

---

7) グライフスヴァルトの上級控訴裁判所については、IVでふれる。

プロイセンには、上告審として、破毀院も存在したことがあるが、これが現在のような上告と破毀の意味で理解できるかには疑問がある。上告審は、原判決取消後、事実審理が不要であれば、みずから裁判することができるが、破毀裁判所では、原判決取消後には裁判の可能性がなく、原審に差し戻される。

また、上告裁判所の重要な機能として、法解釈の統一、すなわち、判例の統一があるが、この点に関するフランス法的な破毀院の役割は、やや異なる。フランス革命時の古い自然法学者の理論によれば、裁判官は法の口にすぎず、法律の文言に厳格に拘束されたのである。これは、革命による立法が侵害されることの不信にもとづいていた。当初、破毀院は、立法機関の一部であり、法律に忠実な解釈を管理したのである。裁判所による解釈が禁じられたことから、破毀は、法統一の職務を担う必要はなかったのである。

1804年の、フランス民法典は、自由な法解釈を認めた(4条)。この時から、法統一の必要性が生じ、破毀院は、司法機関となり、裁判の正当性をも審理することになったのである。プロイセン法は、1833年に、フランスの破毀をモデルに、無効抗告という形で上訴が導入され、その後の上告(Revision)制度につながっている。ツィクリカス「比較法からみた破毀と上告」(本間靖規訳)龍法31巻3号630頁、645頁。

プロイセンや他のラントに存在した破毀院がいずれの性格を有したかは、なお明確ではない。

### 3 上級裁判所 (Obertribunal)

(1) 1848年の3月革命後、プロイセンの国民議会は、従来の諸・最高裁の統合を求めた。ライン地域の反対はあったが、1849年に、上級裁判所は、上級控訴裁判所などによる他の破毀裁判所の機能を代替した。1850年のプロイセン憲法上も、統一が必要であった。そこで、1852年に、全プロイセンにつき、1つの最高裁が設立されたのである。第2審として、高裁 (Oberlandesgericht) と、一部には、控訴裁判所 (Appellationsgericht) の名称で高裁が整備された。後者はおもに、プロイセンに併合された地域に従来存在した上級控訴裁判所の沿革をひくものである。1853年には、プロイセン枢密上級裁判所も、プロイセン上級裁判所と改称された<sup>8)</sup>。ヴェルテンベルクに残されていたホーエンツォーレルンの地域 (プロイセンの飛び地。王家の故地でもある) にも、同裁判所の管轄権が拡大された<sup>9)</sup>。

(2) さらに、1866年と1867年に、デンマークやオーストリアとの戦争の結果、中部ドイツ諸国が併合されたことから、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン、ハノーバーその他を管轄する新たな最高裁がハンブルクに創設された (Obertribunal für Revisionen, Oberappellationsgericht zu Berlin)。1874年に、これらの裁判所も、統合された。

(3) 1869年に、ライプツヒに、北ドイツ連邦の連邦商事上級裁判所が設立された。その結果、プロイセン上級裁判所は、商事事件について上級管轄権を失った。しかし、1871年のライヒ刑法は、1851年のプロイセン刑法を基礎としたことから、統一後にも、プロイセン上級裁判所の判決の意義は大きく、1879年に、ライヒ大審院が設立されるまで、他の連邦構成諸邦・ラントも、上級裁判所の判例に依拠したのである。

1879年に、ライヒ大審院が設立されたことから、プロイセン上級裁判所はその使命を終えた。他のラントの上級裁判所がラント高裁になったのとは異なり、

---

8) 上級裁判所について、一橋法学12巻3号69頁。Fischer, aa.O. (前注4), S.1078.

9) ヴェルテンベルクの上級控訴裁判所についても、後でふれる (IV)。



引退した 19 人を除いて、プロイセン上級裁判所の裁判官のうち24人は、ライヒ大審院の裁判官となった (Bähr, Dähnhardt, Forcade, Friderich, Graevenitz, Hennecke, Hartmann, Kirchoff, Lesser, Meyer, Peterßen, Plathner, Rappold, Rassow, Rottels, Schwarb, Schломka, Schüler, Specht, Stechow, Thewalt, Welst, Werner, Wulfert)<sup>10)</sup>。ライヒ大審院は、形式的には、ライヒ上級商事裁判所を継承するが、実質的には、プロイセン上級裁判所をも継承しているのである。

### III 上級裁判所の人と業績

プロイセンは、最大の領邦国家であったことから、プロイセン上級裁判所の陣容も大きい (解消時の裁判官の定員は44人)。1879年に創設されたライヒ大審院は、当初 68 人の裁判官を擁していたから、そのほぼ 37 %をプロイセン上級裁判所から移動した裁判官が占めたことになる。ライヒ上級商事裁判所からライヒ大審院に移動した裁判官は、19人だけであったから (Boisselier, Buff, Dreyer, Fleishauer, Gallenkamp, Hahn, Hambrook, Hoffmann, F.M., Hullmann, Krüger, Langerhans, Maßmann, Meibom, Puchelt, Vangerow, Wernz, Wiener,

---

10) Lobe, S.340ff., S.348ff. ライヒ大審院判事となったのは、ライヒ上級商事裁判所判事が横滑りしたほか、プロイセン上級裁判所判事と各地の上級控訴裁判所の判事であった。

なお、2002年に、ネーレ (Monika Nöhre, 1950.8.25-) が、ベルリン高裁の長官となった。ネーレは、1950年にハンブルクで生まれ、ハンブルク大学で法律学を学んだ。国家試験に合格し、司法研修をし、1977年から、5年間、弁護士をした。1982年に、ハンブルク州の司法省に勤め、1992年に、ハンブルクのハンザ高裁の裁判官となった。1994年に、司法省の総務部長となり、ハンブルク、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン、プレーメンの共通試験委員会の参与、1992/94年には、その試験委員会の委員長ともなった。2000年に、高裁の副長官となり、ハンブルク州の司法試験委員会の長となり、2002年に、ベルリンの宮廷裁判所の長官となった。同時に、民事11部の裁判長でもある。既婚で子どもが1人いる (<https://www.berlin.de/sen/justiz/gerichte/kg/ueber-uns/index.html> 副所長は、Heike Forkelである)。

Wittmaack)、むしろこれよりも少ない(26.5%)。新規の任命者の中では(ライヒ上級商事裁判所からの移動者を除くと)、プロイセン上級裁判所から移動組は、ほぼ半分にもなるのである。

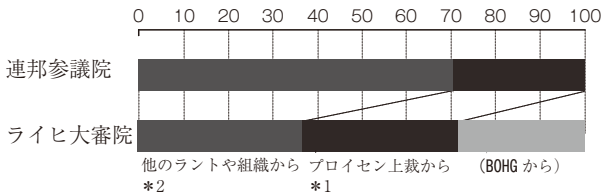
立法部と比較すると、連邦参議院における各ラントの票数の合計は 58 票、プロイセンの票数は 17 票であったから、プロイセンの占める割合は 29 %となる。プロイセンのヘゲモニーは、立法部よりも、司法部にいつそう強かったともいえるのである。

#### 出身別のプロイセンのヘゲモニー

	他のラント	プロイセン	前身から	
Bundesrat	41	17	--	票数58
RG	25	24	19	人数68

\*1 (上級裁判所の出身者のみ)

\*2 プロイセンの他の裁判所も含む



なお、プロイセンでは、ベルリンの宮廷裁判所(Kammergericht)の裁判官からライン大審院の裁判官になった者もいるから(たとえば、1884年の例であるが、ALRの注釈者であるRehbein)、プロイセンの司法関係者の占める比率は、実際にはもっと高くなるだろう。さらに、ライヒ上級商事裁判所の裁判官にも、プロイセン出身者はいるのである。

プロイセン上級裁判所の裁判官も多数にのぼることから、以下で言及するのは、ごく一部の著名人のみである。裁判官の多くが、ライヒ大審院に移動したことから、重複する者については、ライヒ大審院の裁判官に関する別稿でもふれている(商論83巻4号119頁)。

上級裁判所の裁判官として活躍した人物のうち、ALR の起草者スアレツ (Carl Gottlieb Svarez (Schwartz), 1746.2.27-1798.5.14, 在任 1787-1798) とその解釈者ボルネマン (Friedrich Wilhelm Ludwig Bornemann, 1798.3.28-1864.1.28, 在任 1848-1864) については、ALR との関係で言及したことがあり (一橋法学13巻3号3頁、11頁、15頁)、Georg Friedrich Puchta (1844-1846) については、19世紀の大学との関係で言及した(同13巻1号1頁、48頁)。彼らについては、立ち入らない。第4代のライヒ大審院長 Seckendorf (1844-1932) の父も上級裁判所裁判官であった。本稿では、裁判官の Wegnern, Waldeck, Reichensperger, Schellingと、学者で裁判官を兼任した Eichhorn, Homeyer, Heffter について述べるにとどめる。

① Carl von Wegnern, 1777.8.3-1854.11.7(長官 1832-1849)

ヴェッゲネルンは、1854年にケーニヒスベルクで生まれた。ザクセンの Osterweddingen から発祥し 16 世紀にケーニヒスベルクに移住した家系であった。父は、プロイセンの軍人 Georg Friedrich von Wegnern (1729-1793) であった。母は、Albertine Wilhelmine (geb. von Syburg, 1740-1790)。1791年に、ケーニヒスベルク大学で法律学を学び、学位をえて、1796年に、東プロイセンの試補、1797年に、Insterburgの宮廷裁判所の裁判官、1804年に、政府参事官、1807年に、プロイセンの Eylauの区裁判所の裁判官となった。この間、1802年に、Emilie (geb. Hedwig Gräfin zu Eulenburg, 1780-1853) と結婚した。その後、Marienwerderの高裁の部長、1816年に、宮廷裁判所の副長官となった。Marienwerderの高裁の副長官となり、1819年に、ケーニヒスベルクの高裁の副長官、長官となった。1832年にプロイセン上級裁判所の長官となった<sup>11)</sup>。

---

11) Gothaisches Genealogisches Taschenbuch der Adelligen Häuser, Alter Adel und Briefadel, 1928, S.706.

**② Benedikt Waldeck, 1802.7.31 – 1870.5.12 (在任 1844 – 1849)**

ヴァルデックは、1802年に、ミュンスターで生まれた。父は、自然法、刑法の教授であった。1817年に、アビトゥーアを取得して、ミュンスター大学とゲッティンゲン大学で、法律学を学んだ。Jakob Grimm に学び、その民話の収集作業にも協力した。詩人のハイネ (Heinrich Heine, 1797 – 1856) と知り合った (学生団体の Corps Westphalia)。

学位をえたが、Karl Friedrich Eichhorn の影響をうけ、歴史法学派に接近した。当初、研究を望んだが、のちに司法の道を志し、1822年に、ミュンスターで研修生、1824年に修習生となり、1828年に、試補となった。Halberstadt や Paderborn の裁判所に勤務し、Julia (geb. Langen, 1809 – 1890) と結婚した。1834年に、Vlotho のラント裁判所の部長、1836年に、Hamm の高裁の裁判官となった。1844年に、ベルリンに転勤し、プロイセンの上級裁判所の裁判官となった。

1848年の革命時までは政治的ではなかったが、同年、プロイセンの下院の議員に選ばれた。立憲君主制を目ざす会派に属した。憲法の制定や司法、農地制度、軍事の改革を求めた。その経歴から、必ずしも民主的な性向ではなかったが、リベラル派の主導者となった。カンプハウゼンの3月政府で、左右のキャスティングボードをにぎる重要な位置を取得した。1848年5月のカンプハウゼンの憲法草案には、王権の制限が不十分で、市民の権利の保護も十分ではないとして反対した。しかし、反革命による復古の結果、逮捕され懲戒手続をうけた。その後の反動期には引退したが、1860年代には復帰し、ライヒ議会では進歩党に属し、ビスマルクと対峙し、憲法に行政権の制限をおくよう求めた。1870年に、ベルリンで亡くなった。大衆に人気があり、1万人もの民衆が葬儀に集まった<sup>12)</sup>。

**③ Peter Reichensperger, 1810.5.28 – 1892.12.31 (在任 1858 – 1879)**

ライヘンスペルガーは、1810年にコブレンツで生まれた。1829年から、ボン

---

12) Stern, Waldeck, Benedikt, ADB 40 (1896), S.668ff.

大学とハイデルベルク大学で法律学、官房学を学んだ。卒業後、トリアーで兵役に服した。その後、トリアーで、司法研修を行った。1837年に、Anna Maria (geb.Weckbecker) と結婚した。妻の父 Franz Georg Severus Weckbecker は、モーゼルの王と呼ばれる資産家であった。彼は、コブレンツのラント裁判所の裁判官となり、1850年には、ケルン高裁の裁判官となった。1858年に、プロイセンの上級裁判所の判事となった。この間に、法律上、政治上の著述を著した。

政治家としては、国権主義的であったが、必ずしも一辺倒ではなく、ライン地域の法律家としては、ライン・フランス法の精神に親近感を示し、経済的自由主義を支持した。

1848年革命を立憲主義の問題ととらえたが、その成果には懐疑的であった。1848年に、プロイセンの議会議員となった。憲法委員会のメンバーとなり、草案に影響を与えた。王権の強化を望んだが、立憲主義の枠内にとどまり、国王も憲法に拘束されるものとの立場であった。1849年に、プロイセンのラント議会の第二院に選出され、そこでは、おおむね中間派に属した。1869年に中央党が結成され(同党の議員の多数はカトリック)、同党の下で議席をえた(ライン・カトリック)。ビスマルクに対する文化闘争の時には、憲法の自由主義的部分を援用して、反カトリックの動きに対抗しようとした。ビスマルクの社会政策には賛成した。1865年に、ローマ法王から、グレゴリウス勲章を授与された。1892年に、ベルリンで亡くなった。

その著作において、ライン法の優越性を支持し、プロイセン全域への適用が望ましいとしている<sup>13)</sup>。Öffentlichkeit, Mündlichkeit, Schwurgerichte, 1842.

農業問題に関する著述もある。Die Agrarfrage aus dem Gesichtspunkte der Nationalökonomie, der Politik und des Rechts, 1847.

#### ④ Hermann von Schelling, 1824.4.19 – 1908.11.15 (在任 1874 – 1875)

シェリングは、ドイツ観念論とロマン主義で著名な哲学者 Friedrich Wilhelm Joseph von Schelling (1775 – 1854, 実存主義の先駆ともいわれる)

---

13) Hehl, Reichensperger, Peter Franz, NDB 21 (2003), S.310f.

と、後妻の Pauline (geb.Gotter, 1786-1854) の間の子である。1824年に、エルランゲンで生まれ、1857年に、Leonie Freiin (geb. Billing von Treuburg, 1838-1877. プロイセンの侍従、枢密顧問官 Gustav Billing von Treuburgの娘であった) と結婚した。この前妻の死後、1882年に、Margarete (geb. Wilckens, 1840-1897) と結婚した(枢密財務官 Friedrich Wilckens の娘)。

1842年に、ミュンヘン大学で古文獻学で学位をえたが、その後、法律学を学び、1849年に、プロイセンで実務研修に入った。Hechingen で検察官となり、1861年には、ベルリンの都市裁判所、Glogauの控訴裁判所で働いた。その後、1866年に、司法部に移り、上申官、枢密顧問官となった。1874年に、Halberstadt の控訴裁判所長官となった。

父は、1812年にバイエルの貴族となったが、彼は、1857年にプロイセンの貴族となった。1874年に、プロイセンの上級裁判所の副長官となった。1876年には、プロイセン司法省の次官となった。1877年には、懲戒裁判所の長官となり、1879年には、ライヒ司法部の部長となった(Friedberg の後をついで、第二代)。1889年には、プロイセンの司法大臣となった。この地位のままBGB の編纂作業にも従事した(今日では、この事業との関係で知られている)。ちなみに、このキャリアからみると、当時はまだライヒ司法部長(のちのライヒ司法大臣に相当)よりも、プロイセンの司法大臣の方が格上であったといえる。発足したばかりのライヒ司法部はまだ弱小官庁にすぎなかったからである。1894年に、職を辞し、哲学と翻訳に係わった(オデッセイの翻訳)。1899年に、プロイセン上院の議員となり、王室法律顧問をした<sup>14)</sup>。1908年に、ベルリンで亡くなった。

#### ⑤ Karl Friedrich Eichhorn, 1781.11.20 - 1854.7.4(在任 1834 - 1847)

アイヒホルンは、1781年、イェナで生まれた。父は、Johann Gotfried、母は、

---

14) Spenkuch, Schelling, Hermann von, NDB 22 (2005), S.657ff.; Personalien (Schelling), DJZ 1908, Sp.1327; Jakobs und Schubert, Die Beratung des BGB, 1978, S.71f. (S.69ff. Kurzbiographien der Verfasser des BGB, v.Jahnel).

Luise (1789–1860) であった。1788年に、家族とともにゲッチンゲンに転居し、ゲッチンゲン大学で法律学と歴史を学んだ。学位をえた後 (De differentia inter austraegas et arbitros compromissarios, Diss. Göttingen, 1801)、Wetzlar, Regensburg、ウィーンなどに旅行し、ライヒの実務と手続を学んだ。1803年に、ゲッチンゲン大学でハビリタチオンを取得し、1804年に、語学大学で陪席 (私講師か) の職をえた。1805年に、フランクフルト (オーダー) 大学の員外教授となり、Deutsche Staats- und Rechtsgeschichte, 1808 を著した。1811年に、サヴィニーからベルリン大学に招聘された。1813年、ナポレオンからの解放戦争に志願した。1816年に、ゲッチンゲン大学に、ドイツ法とカノン法の正教授として招聘された。1819年のベルリン大学からの招聘は断った。戦時にうけた病気から健康を損ない、1824年に休暇をえて (チュービンゲンで静養)、1829年には定年退職をした。1832年に、またベルリン大学から招聘された。この時には、おもに枢密上級裁判所の判事として実務に携わった。1847年に、病気になり、チュービンゲンに戻った。1854年に、ケルンで亡くなった。

アイヒホルンは、「ドイツ法史の父」といわれる。啓蒙の時代に影響をうけたが、1808年の最初の著作から、従来の実務的なドイツ法を歴史的に扱った。サヴィニーとともに、歴史法学の一員であり、そのゲルマン法の枝の部分を構成したのである。同時に、プロテスタントの立場から、現行の教会法に詳しくかった。Grundsätze des Kirchenrechts der Katholischen und Evangelischen Religionspartei in Deutschland, 1831/33 は、長く大きな影響を与えた。法史家としての意義は、ライヒや国制の歴史を私法史と結合したドイツ法史を展開したことにある。Einleitung in das deutsche Privatrecht (1824) は、5版を重ねた<sup>15)</sup>。

ほかにも、Ueber d. techn. Ausdrücke, mit welchen im 13. Jh. d. versch. Classen d. Freien bezeichnet wurden, 1840; Ueber d. Kurverein, 1844; Briefe v.

---

15) Bader, Eichhorn, Karl Friedrich, NDB 4 (1959), S.378f.; Frensdorff, Eichhorn, Karl Friedrich, ADB 6 (1877), S.728; Stintzing-Landsberg, Geschichte der deutschen Rechtswissenschaft, III, 2, 1870, S.253f.

K. F. E., hrsg. v. H. Loersch, 1881.などがある。

⑥ **Carl Gustav Homeyer, 1795.8.13 – 1874.10.20 (在任 1845 – 1867)**

ホームイヤーは、1795年に、北ドイツのWolgast で生まれた。1806年、フランス軍がポメラニアを占領した時期に、家族は、スウェーデンに移住し、その後グライフスヴァルトに戻り、そこの学校とベルリンのギムナジウムに通った。1813年に、ベルリン大学に入り、Savigny, Eichhorn, Göschenなどから法律学を学んだ。ゲッチングン大学、ハイデルベルク大学で学んだ後、1821年にベルリン大学に戻り、ポメラニア法の歴史に関する論文で学位とハビリタチオンをえて (Historiae juris pomeranici capita quaedam, 74頁、学位記番号8)、同年、私講師となった。1823年に、Pauline (geb. Stenzler, 1805 – ?) と結婚した。

1824年に、員外教授、1827年に、正教授となった。1845年に、プロイセン上級裁判所で高裁枢密判事となり、1867年まで兼任した。1854年には、國務顧問官、王室顧問官となり、第1院(上院)の議員となった。1872年にベルリン大学を退職した。

研究の中心は、ゲルマニストとしての中世法であり、ザクセンの法書であるザクセンシュピーゲルの出版により、ゲルマン法のテキスト批判を行った。また、その他の中世の法書や手稿本をも公刊した。法書の相互関係を検討し、ザクセンシュピーゲルがシュワーベンシュピーゲルに優先することを主張した (Die Stellung des Sachsenspiegels zum Schwabenspiegel, 1853; Die Stellung des Sachsenspiegels zur Parentelenordnung, 1860)<sup>16)</sup>。

⑦ **August Wilhelm Heffter, 1796.4.30 – 1880.1.5 (在任 1846 – 1868)**

ヘフターは、1796年に、ザクセン・アンハルト (Wittenberg) のSchweinitz で生まれた。父は、租税官 Johann Christian Heffter (1746 – 1839)、兄 (Moritz Wilhelm Heffter, 1792 – 1873) は、のちに Havel の貴族学

---

16) Frensdorff, Homeyer, Carl Gustav, ADB 13 (1881), S.44ff.; Schubart-Fikentscher, Homeyer, Carl Gustav, NDB 9 (1972), S.589f.



校の教授となった。ヘフターは、1813年に、ヴィッテンベルク大学に入学した。解放戦争中、市が戦場になったことから、同年、ライプツヒ大学に移り、法律学を学んだ。1815年、ベルリン大学に移り、1816年に、ベルリンの宮廷裁判所で、第一次国家試験に合格し、ブランデンブルクのJüterbogで修習生となった。1817年に第二次国家試験に、1820年に第三次国家試験に合格し、新設のケルン控訴裁判所で試補となった。

デュッセルドルフの高裁裁判官となったが、アテネの裁判所法 (Athenäische Gerichtsverfassung, 1822) の論文を書いたことから、1823年に、ボン大学に招聘された。ここで、ガイウス協会を設立した (Institutionen des Gaius, 1830)。1830年に、ハレ大学、1833年に、ベルリン大学に招聘され、語学大学でも正教授となった。のち、1836/37年に学長、1846年から1868年、上級裁判所の判事となり、王室顧問官、プロイセンの上院の議員となった。1880年、ベルリンで亡くなった<sup>17)</sup>。

ローマ法のほか、訴訟法や国際法の業績がある。

Institutionen des römischen und deutschen Zivilprozesses, 1825, 2. Aufl., 1843.

Zivilprozeß im Gebiet des allgemeinen Landrechts für die preußischen Staaten, 1856.

Beiträge zum deutschen Staats- und Fürstenrecht, 1829.

Lehrbuch des gemeinen deutschen Kriminalrechts, 1833.

Die Erbfolgerechte der Mantelkinder, 1836.

Der gegenwärtige Grenzstreit zwischen Staat und Kirche, 1839.

Das europäische Völkerrecht der Gegenwart, 1844. (7. Aufl. von Geffcken, 1881).

---

17) L., Heffter, August Wilhelm, ADB 11 (1880), S.250ff.; Ogris, Heffter, August Wilhelm, NDB 8 (1969), S.202f.

## IV プロイセン司法省と司法大臣

### 1 司法大臣と大法官

(1) プロイセン上級裁判所などの司法行政を担うのは、プロイセン司法大臣であるが、プロイセンの司法大臣の制度は、かなり変遷をたどっている。法制の改革による内部的なもの、プロイセン国家の発展により外部的に必要となったものがある。法制の改革では、大法官制や2人大臣制がとられたり、沿革的には、プロイセン国家が、神聖ローマ帝国の域外で、東プロイセンを軸に王号が付与された経緯から(前注3)参照)、東プロイセンやシレジアに独自の司法大臣がおり、国家全体の司法大臣との関係が複雑になっている。この場合の東プロイセンやシレジアは、プロイセン国家内の州(Provinz)の意味であるが、独立したラントの沿革から独自の制度を保持したのである。

近代的な大臣制は、フリードリヒ・ウィルヘルム一世(兵隊王、1688-1740、位1713-40)の時期からである。1723年ごろ、当初5人の大臣が、特定の職掌と地域により任命された。ただし、沿革的に、司法関係の一元化が行われていたわけではなく、複数的大臣が関与し、重要事項は、共同決定された(Kollegialprinzip)。おもな職務は、人的・物的な司法組織の管理のほか、裁判官の任免や法曹養成、登記業務、さらには、王の諮問に答えたり、立法の準備をすることであった。この制度が、1737年まで続いた。この時期の司法大臣では、Christoph von Katsch(1665-1729)が著名である<sup>18)</sup>。

(2) 兵隊王の子であるフリードリヒ二世(大王、1712-86、位1740-86)の下では、ALRのような組織的な立法作業が行われた。この作業は、1747年に、新設された大法官(Großkanzler)によることが多かったが(Cocceji や

---

18) 最初のプロイセン司法大臣である Christoph von Katsch(1665-1729)については、Brocke, Bernhard vom, Katsch, Christoph, NDB 11(1977), S.326f.; Isaacsohn, Siegfried, Katsch, Christoph von, ADB 15(1882), S.453f.

Carmer)、従来の司法大臣の職も存続した<sup>19)</sup>。大法官と司法大臣は混在しており、わかりにくい。たとえば、大法官 Jarriges の下には、4 人の大臣がいたことがある。大法官は必ずしも必置の職ではなく、わが封建法でいえば、大老と老中のような関係である。また、大法官は、ときに首相の機能をも果たした。

そして、広義の司法大臣は、民事・刑事の司法行政のほか、軍司法や地方の警察や司法の監督も行い、1762年から19世紀初頭まで、教育や教会の監督も行った(Zedlitz から、Carmer, Wöllner, Massow の時期)。わがくにでも、江藤新平の失脚前の司法省は、旧刑部省のほか、民部省や教部省の一部、のちの内務省をも包含する広範な職制をカバーしていた。大法官の混在するシステムの時代は、おおむね 1737 年から1817年までである。著名な「粉屋のアーノルト事件」(Müller-Arnold-Affäre, Kammergericht)はこの間に、おおむね 1780 年ごろのことである<sup>20)</sup>。

*Samuel von Cocceji* 1737 ~ 1739 および 1741 ~ 1746 は、司法大臣

1747 ~ 1755 は、大法官

Levin Friedrich Christoph August von Bismarck 1746 ~ 1764

Philipp Joseph von Jariges 1755 ~ 1770 大法官

Ernst Friedemann von Münchhausen 1763 ~ 1764 司法大臣

Carl Joseph Maximilian von Fürst u.Kupferberg 1763 ~ 1770 複数地域の司法担当大臣で、1763~1770は、大法官

*Karl Abraham von Zedlitz* 1770~1789 刑事担当大臣

1771~1788 刑事・宗務担当大臣

Ernst Friedemann von Münchhausen 1771 司法大臣

*Johann Heinrich von Carmer* 1780~1794 大法官

19) Cocceji やCarmerについては、一般的な歴史書のほか、拙稿「立法と法実務家の役割 - ALRの変遷」一橋法学13巻3号3頁、7頁参照。また、司法大臣と宗務大臣の職もしばしば混在している。比較では、フランスでも、民法典の起草者の1人 Bigot de Preameneu やPortalisは、宗務大臣となっている。

20) アーノルト事件についても、同8頁、その注10参照。

Eberhard Friedrich von der Reck	1784～1807	
<i>Johann Christoph von Wöllner</i>	1788～1798	宗務担当大臣
Heinrich Julius von Goldbeck	1789～1795	
	1795に大法官	
Albrecht Heinrich von Arnim auf Kröchlendorff u.Woddow	1798～1802	
<i>Julius Eberhard Wilhelm Ernst von Massow</i>	1798	宗務担当大臣
Carl Friedrich von Beyme	1808～1810	大法官
Friedrich Leopold von Kircheisen	1810～1817	

## 2 19世紀の司法大臣

(1) 1808年から1817年に改革によって、大法官や宗務領域が分離され、固有の司法大臣の制度に純化されたが、1817年には、司法行政担当の大臣と立法担当の大臣が分離された。2人大臣制ともいえる。1817年から1848年の間であり、この分離の制度は、サヴィニーが立法担当大臣になったことで著名になっている<sup>21)</sup>。また、その前任の Kamptz は、立法雑誌 (Kamptzische Jahrbücher) で著名である<sup>22)</sup>。理念的には、ルーティンな仕事である司法行政の雑務を切り離すことによって、ナポレオン戦争後に重要な課題となった新立法や制度の構築に専念させることにあった。これは、国民国家の形成期であったからである。したがって、制度改革が一段落するまでの過渡的な形態ともいえた (以下の司法関係の大臣のうち、比較的著名な者をイタリックで示している)。

Friedrich Leopold von Kircheisen	1817～1825	司法大臣
Carl Friedrich von Beyme	1817～1819	立法大臣

21) サヴィニーについては、拙稿「19世紀の大学と法学者 (1)」一橋法学13巻1号39頁参照。本稿では立ち入らない。

22) Karl Albert Christoph Heinrich von Kamptz については、Baumgart, Kamptz, Karl von, NDB 11 (1977), S.95f.; Wippermann, Kamptz, Karl Christoph Albert Heinrich von, ADB 15 (1882), S.66f.なお、この雑誌は、SvarezのALRの起草理由書で著名である (Svarez, Amtliche Vorträge bei der Schlussrevision des Allgemeinen Landrechts, Kamptzischen Jahrbuch, XXXI(1833), S.16f.)。

Heinrich von Danckelmann	1825～1830	司法大臣
Heinrich Gottlob von Mühler	1832～1844	司法大臣
<i>Karl Albert Christoph Heinrich von Kamptz</i>	1832～1842	立法大臣
<i>Friedrich Carl von Savigny</i>	1842～1848	立法大臣 サヴィニー
Alexander von Uhden	1844～1848	司法大臣

(2) 1848年ごろに、立法補助と司法行政を統合し、現在のよう組織となった。第二次世界大戦によりライヒ内のプロイセン国家が崩壊するまで続いた。ウィーン体制を最終的に崩壊させた 1848 年（三月革命）から第二次大戦終結の 1945 年の時期である。この中では、ALR の注釈者の Bornemann と、ZPO の立法や 1879 年の司法法の担当者 Leonhardt が著名である。ドイツ統一後の司法大臣 Friedberg, Schelling は、もとライヒ司法部長（のちのライヒ司法大臣に相当）であった（前述④参照）。当時は、弱体官庁にすぎなかったライヒ司法部長よりも、プロイセンの司法大臣の方が格上であった証左である。統一当時のプロイセンのヘゲモニーを反映するものである。また、Schelling の前々職は、プロイセン上級裁判所の副長官であり、その経歴からは、裁判所に対する司法行政の優位もみられる。彼らは、BGB の編纂事業に関わったことでも著名である<sup>23)</sup>。

もっとも、1879年以降は、ライヒ大審院の成立に伴い、プロイセン上級裁判所が解消され、最上級裁判所の司法行政に対する実質的権限が失われた（連邦制であることから、高裁以下の司法行政は残る）。ライヒ大審院の司法行政は、ライヒ司法部が担当したからである。また、統一からしばらくの期間はプロイセンのヘゲモニーの下で、重要法案は、ライヒではなく、プロイセンの関連官庁によって起案されたが、ライヒの中央組織が整備されるに従い、立法への関

---

23) Friedberg, Schelling と BGB の編纂事業については、Jakobs und Schubert, Die Berathung des BGB, 1978, S.37, S.51, S.71. ほかの立法担当者についても詳しい。また、Bornemann については、前掲論文（前注8）15 頁。

なお、プロイセン司法省は、1871年のドイツ統一後、ライヒ司法部とは密接な関係をもったから、両者間の人事交流も盛んである。これにつき、vgl. Kuhn, Deutsche Justizminister 1877 - 1977, 1977.

与も、しだいに失われたからである(ラントの固有事項への限定)。

ラントからライヒへの重心の移動は、およそ Max von Beseler (1841.9.22-1921.7.24) の在任の時期である。もっとも、ビスマルク憲法による1強多弱の連邦制の下では、プロイセン司法省のもっていた権威は、現在の各州の司法省とは比較にならない強力なものであった。かつてのプロイセン国家は、ライヒ内のいわば一国家(ラント)であり、その下に州(プロビンツ=Provinz)があった。現在の州(ラント)の権限は、おそらくこのプロビンツ程度であろう。これに対し、ヘッセンやバイエルンは、かつてのラントの領域がそのまま現在の州(ラント)となっている。なお、Max von Beseler は、著名なゲルマニストのベーゼラー (Georg Beseler, 1809.11.2-1888.8.28) の子である<sup>24)</sup>。

<i>Friedrich Wilhelm Ludwig Bornemann</i>	1848.03 ~1848.06	ボルネマン
Karl Anton Maercker (Maerker)	1848.06 ~1848.09	
Gustav Wilhelm Kisker	1848.09 ~1848.11	
Wilhelm Rintelen	1848.11 ~1849.04	
Ludwig Simons	1849.04 ~1860.12	
August von Bernuth	1860~1862	
Leopold zur Lippe-Biesterfeld-Weißenfeld	1862~1867	
<i>Gerhard Adolph Wilhelm Leonhardt</i>	1867~1879	ZPO の立法作業、レオンハルト
<i>Heinrich von Friedberg</i>	1879~1889	ライヒ司法部長 (1876 ~1879)
<i>Hermann von Schelling</i>	1889~1894	ライヒ司法部長 (1879 ~1889)
Karl Heinrich Schönstedt	1894~1905	
<i>Max von Beseler</i>	1905~1917	ベーゼラー
Peter Spahn	1917~1918	Kurt Rosenfeldと共同
Kurt Rosenfeld	1918~1919	
Wolfgang Heine	1918~1919	Kurt Rosenfeldと共同

---

24) Max von Beseler (1841-1921) は、著名なゲルマニストの Georg Beseler の子であり、法学者である Gerhard von Beseler (1878-1947) の父である。ベーゼラーの親子・孫の3代については、別に検討する予定である。

Hugo am Zehnhoff	1919～1927 (ワイマール共和国の時代)
Hermann Schmidt	1927～1932
Heinrich Hölischer	1932～1933 (Reichskommissar 第1 党ナチス)
Hanns Kerrl	1933～1934
Franz Gürtner	1934～1935

### 3 地域司法大臣

18世紀末まで、各地域ごとに司法大臣 (Provinzialminister od.Kanzler) がいたことでも、官制は複雑になっている。プロイセン国家の司法大臣のほかに、プロイセン州 (東プロイセン) の司法大臣もいた。上級裁判所の場合と同じく、行政組織を備えたままの領邦がプロイセン国家に統合された場合があるからである。この地域司法大臣になった者の中には、Cocceji や Carmer のような国王の寵臣がおり、のちにプロイセン国家の司法大臣になった例もあることから、地域大臣といっても、必ずしも軽視することはできない。新たに取得された土地や遠隔地には、大臣に包括的・強力な支配権が付与されることが多く、中央の官庁の大臣よりも独自性が強かったのである。ただし、その全容は必ずしも明確ではない。司法大臣といっても、限定的な司法のみではなく、行政権をもつ奉行・総督に近い。また、法や制度の改革は周辺部から試験的に行われることもあり、先導的な意味をもつことも少なくない<sup>25)</sup>。

#### (1) プロイセン地域

Friedrich Alexander von Korff	1766
Karl (Carl) Friedrich Ludwig Albrecht (Albert) Graf Finck von Finckenstein	1785
Karl (Carl) Wilhelm von Schrötter (Schröter)	1784

---

25) 前注8) 参照。たとえば、シレジアの司法大臣であったコクツェーイやカルマーが、のちに大法官となった例である。プロイセン以外でも、オーストリアで、新たな併合地のガリシアが ABGB の前身の西ガリシア法典の試行領域になった例がある。

Karl Gustav von Gofler

1869～1885

## (2) シレジア地域

Samuel von Cocceji 1741～1743 のち大法官

Georg Dietloff von Arnim 1743～1748

Adolph Albrecht von Danckelman 1780～1795

Johann Heinrich von Carmer 1768～1780 のち大法官

#### 4 カンプッツ (Karl Albert Christoph Heinrich von Kamptz, 1769.9.16－1849.11.3) と、レオンハルト (Gerhard Adolf Wilhelm Leonhardt, 1815.6.6－1880.5.7)

(1) プロイセン司法大臣には、ALR やBGB の制定との関係で著名な者も多いが、それらは別個に扱い、本稿では、カンプッツとレオンハルトのみを扱う。

カンプッツは、1769年に、北ドイツの Schwerin で生まれた。父 Albrecht von Kamptz (1741－1816) は、のちに Mecklenburg-Strelitz で大臣となった。母は、Louise Friederike Amalie (geb. von Dorne) であった。1787年から、故郷の Bützow (Rostockの近郊、Mecklenburg-Vorpommern) の大学(のちに廃止)と Göttingen大学で、法律学を学んだ。論文(Observationes quaedam de legum retraetandarum studio nostris temporibus haud inopportuno)により、大学から賞をうけた。国家試験に合格した後、司法官試補となり、1793年、Neustrelitz で、学事委員会や枢密顧問会議の参与員となった。1798年に、Güstrow のラント裁判所の裁判官となった。その後、1802年に、Hedwig Susanna Luzia (geb. von Bülow) と結婚し、また、スウェーデン・ポンメルンの裁判官(Wismarer Tribunal)となり、1804年に、ブランデンブルク地区選出(つまりプロイセン王の推薦)のライヒ帝室裁判所(Wetzlar)の裁判官補助となり、1805年に、裁判官となった。1806年に、神聖ローマ帝国が解体したことから、ライヒ帝室裁判所の最後の裁判官となった。

その後、南ドイツのバーデン王国のシュトットガルトのヴェルテンベルクの最高裁(Württembergisches Oberstes Justizkollegium)の副長官となった。1809年に退りぞき、Neustrelitz に帰った。その後、プロイセン王妃 Luiseの侍



従となり、1811年に、ベルリンの宮廷裁判所の裁判官となった。1825年に、司法省部長 (Erster Direktor im Justizministerium)、1832年に、真正の枢密顧問官、司法大臣となった。1848年に公職を退いた。裁判官職に就いてから 50 年目であった。1849年に、ベルリンで亡くなった。種々の勲章をえたほか、ベルリン大学、グライフスヴァルト大学の名誉博士号をうけている<sup>26)</sup>。

(2) レオンハルトは、1815年に、ハノーバー王国 (1814年までは選帝侯国) の首都ハノーバーで生まれた。レオンハルトの父 Johan Heinrich は、郡収税吏 (Kreissteuereinnnehmer in Neuhaus) であった。母は、Anna Georgine Caroline (geb.Kramer)。彼は、ハノーバーの神学校で学んだ後、1834年、ゲッチンゲン大学とベルリン大学で法律学を学び、1837年に、ゲッチンゲン大学で学位をえた (優等 Auszeichnung の成績)。同年、第一次国家試験に合格、ハノーバーの都市裁判所で研修を行い、1842年に、第二次国家試験に合格した。同年から、ハノーバーで弁護士となった。1848年に、ハノーバーの司法省で、研究員となった (1852年に、司法顧問官、1853年に、上級司法顧問官)。1863年には、次官 (Generalsekretär) となった。当時の司法大臣は、Ludwig Windthorst であったが、1865年に、その後継として、みづからが司法大臣となった。1849年から53年の間、ハノーバーの民訴法や刑訴法、裁判所構成法、弁護士法、公証人法などの制定を行い、フランス法にならい、口頭主義や公開主義を軸とする自由主義的な訴訟手続を導入した。その直後、1866年に、プロイセンとオーストリアの戦争との関係から、ハノーバー王国は、プロイセンに併合された。ドイツ連邦の参与として、普通民訴法典 (Allgemeinen Zivilprozeßordnung für die deutschen Staaten, 1862/66) の制定に力があつた。

併合後は、プロイセンの官吏として、Celle の上級控訴裁判所の副長官となり (同裁判所はハノーバー王国からプロイセンの Provinz の裁判所となった)、ついで、ベルリンの上級裁判所の長官、1867年に、プロイセンの司法大臣となった。その下で、強制競売法、不動産法、婚姻法、後見法の制定が行われた。北

---

26) 前注8) のほか、Christoph Albrecht と Karl Gustav Immanuel von Kamptz について、Carl Gustav Immanuel von Kamptz, Die Familie von Kamptz, 1871, S.325ff.

ドイツ連邦の立法では、1869年の連邦上級商事裁判所の設立法にも関与した。さらに、ドイツ統一後の法律の整備につくし、ライヒの立法では、裁判所構成法、民訴法、刑訴法、弁護士法、破産法などの制定に関与した。とりわけ1877年の民訴法の制定には力があつたものとされる。小国であるハノーバーでの立法体験が役に立ったのである。上院の議員と国王の顧問にもなった。1874年には、BGB 制定の第一委員会に属し、民法の統一にも関与した。裁判所構成法の発効した 1879 年に、病気のため引退し、1880年に、ハノーバーで亡くなった<sup>27)</sup>。

ハノーバーの裁判官では、10歳ほど若いプランク (Gottlieb Karl Georg Planck, 1824.6.24 - 1910.5.20) が同様の経歴をもっており、ハノーバーの併合後に、プロイセンやライヒの立法、とくにBGB の制定に関与している<sup>28)</sup>。

(3) 民法学者のレオンハルト (Leonhard, Franz, 1870 - 1950) は、その姻戚である。彼は、1870年に生まれた。1896年に、ゲッチンゲン大学で私講師、1898年に、マールブルク大学の員外教授、1899年に、正教授となった。1900年の民法典 (BGB) の債権法について、最初の包括的かつ体系的なテキストを著した。

Allgemeines Schuldrecht des BGB, (Systematisches Handbuch der deutschen Rechtswissenschaft), 1929. Besonderes Schuldrecht des BGB, (Systematisches Handbuch der deutschen Rechtswissenschaft), 1931. で著名である。相続法では、Erbrecht. - 2.Aufl., 1912がある。

個別の研究では、Vetretung beim Fahrniserwerb, 1899; Die Aufrechnung, 1896; Die Haftung des Verkäufers für sein Verschulden beim Vertragsschlusse, 1896; Die Wahl bei der Wahlschuld, 1899; Die Beweislast, 1904; Verschulden beim Vertragsschlusse, 1910; Erfüllungsort und Schuldort, 1907; Fahrlässigkeit und Unfähigkeit (Leonhard u. Enneccerus) 1913; Auslegung und Auslegungsnormen, 1917; Testamenterrichtung und Erbrecht, 1914. などが

---

27) Wippermann, Leonhardt, Gerhard Adolf Wilhelm, ADB 18 (1883), S.301ff.; Schubert, Leonhardt, Adolf, NDB 14 (1985), S.253f.

28) プランクについては、拙稿・一橋法学12巻2号39頁参照。

ある。研究の中心は、債権法であった。民法全体では、Bürgerliches Recht, 4. neubearb. Aufl., 1948があり、死亡の直前まで改定されていた。1950年に亡くなった。戦争をはさんで1920年から1950年ぐらいまでが活躍時期であった。

## V む す び

### 1 その他のラントの最高裁

(1) バイエルンでは、プロイセン上級裁判所に対応するものとしては、バイエルンの上級裁判所とバイエルン最高裁があり、ヴュルテンベルクにも、シュトットガルトに上級控訴裁判所と上級裁判所があった。バイエルン最高裁については言及したことがあるので<sup>29)</sup>、後者にのみふれる。すなわち、1460年に、バーデンとヴュルテンベルクの条約により、宮廷裁判所が設立された(Württembergisches Hofgericht)。これは、ラントの君主に属人的に付属する裁判所であり、固定的な存在ではなく、1514年に、初めてシュトットガルトにおかれることになったのである。

ナポレオン戦争中の1803年、ヴュルテンベルクが選帝侯国となると(Reichsdeputationshauptschluss)、ライヒ帝室裁判所への上訴が行われない不上诉特権を獲得した。そこで、上告審を備えることが必要となったことから、従来の宮廷裁判所を、上級控訴裁判所(Oberappellationstribunal)とすることにしたのである。1806年に、ヴュルテンベルクが王国となると、この裁判所は、王国の最高裁となった。

1817年の司法改革時に、裁判所は、上級裁判所(Obertribunal)と改称された。また、ヴュルテンベルクの領域には、ホーエンツォレルン侯国が入り組んでいることから(Fürstentümer Hohenzollern-Hechingen und Hohenzollern-Sigmaringen)、条約によって、この裁判所は、これらについても管轄権を有してきたが、この侯国は、プロイセンのホーエンツォレルン家の所領であるこ

---

29) バイエルン最高裁については、別稿で扱う(判時2265号3頁以下)。

とから、1850年には、プロイセンの管轄権下に統合された(前掲II3(1)参照)。

1879年に、ライヒ司法法が発効し、ライヒの上級裁判権は、ライヒ大審院に一元化された。従来の各ラントの上诉審は、上诉に関する管轄権を失い、高等裁判所となった(Oberlandesgericht)<sup>30)</sup>。

ただし、第二次大戦末期に、ライヒ大審院が解体し、占領区域(おもにフランス地区)と従来の高裁の管轄地域が異なることから、戦後、新しい管轄区域を定めることが必要となった。そこで、北部には、カールスルーエに、北ヴェルテンベルクと北バーデンのために控訴裁判所が設立され、南ヴェルテンベルクと南バーデンには、シュトゥットガルトに控訴裁判所が設立されたのである<sup>31)</sup>。

(2) ヴィスマール侯国裁判所(Wismarer Tribunal)は、以下の変遷をたどっている。

Der Fürstenhof in Wismar, 1653-1802

Das Meyerfeldtsche Palais in Stralsund, 1802-1803

Das Greifswalder Rathaus, 1803-1813 (Oberappellationsgericht Greifswald)

1648年のウェストファリア条約により、おもにポメラニアを占めるヴィスマール侯国は、スウェーデン領とされた。また、同条約は、各ラントの不上訴特権を承認したから、この地域にも上級控訴裁判所が必要となった。そこで、1653年に設立されたのが、ヴィスマール侯国裁判所である。もともと、その場所にあったのは、1802年までであり、1802年から1803年には、シュトラールズンド、1803年から1813年には、グライフスヴァルトにおかれた。のちのグライフスヴァルトの上級控訴裁判所の原型である。

各ラントにおかれた上級控訴裁判所は、ライヒ帝室裁判所をモデルとしたから、1656年にDavid Meviusの起草した裁判所規則(Tribunalsordnung)によるところが大きい。ライヒ宮廷裁判所やスウェーデンの宮廷裁判所の規則も参照された。スウェーデン領といっても、ライヒの封土としての性格は残存したから、

---

30) ヴェルテンベルクの最高裁の変遷について、後述V参照。

31) 占領時の状況について、一橋法学12巻3号94頁参照。

従来の法制度の多くは残された。すなわち、ライヒの立法や訴訟法、普通法の適用である。ヴィスマールの都市法は、1266年からリューベック法の領域であった。30年戦争による疲弊のため、6人の裁判官がそろったのは、ようやく1665年であった。1688年に2人が追加され、その後、長官と副長官は別わくとなった。

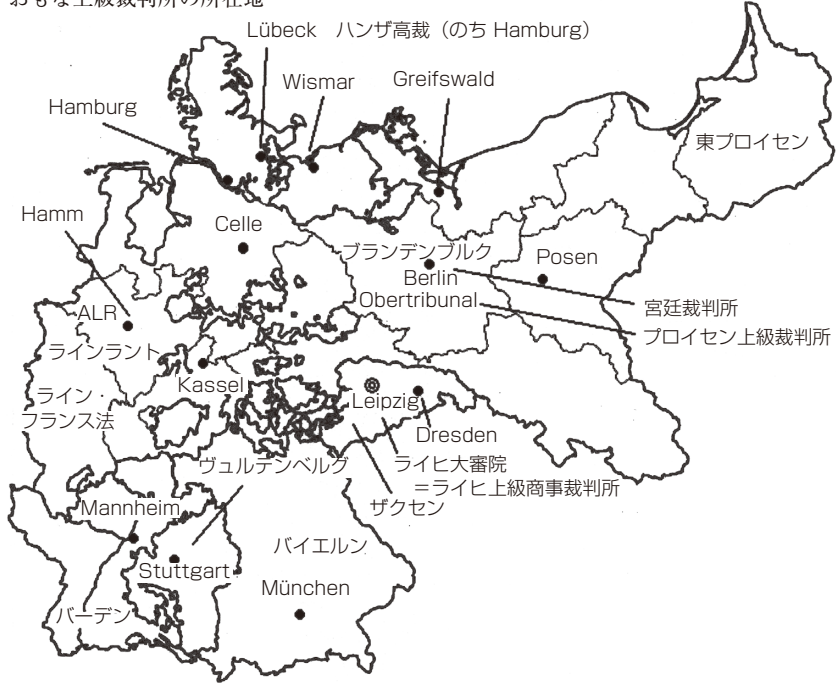
北方戦争によるスウェーデンの敗北により、多くの領土は、デンマークなどに割譲され、1720年には、スウェーデン領の大半は放棄された。そこで、1721年に、スウェーデンとポメラニアのラント政府と都市ヴィスマールは、裁判所を縮小した(4裁判官)。

1803年に、スウェーデンが、ヴィスマールをメクレンブルクに質入れしたことから、裁判所も、シュトラールズンドに移転され(Das Meyerfeldtsche Palais in Stralsund)、ついで、グライフスヴァルトに移転された(Das Greifswalder Rathaus)。1807年に、ナポレオン軍がポメラニアを占領したことから、裁判所は、フランス皇帝裁判所(Kaiserlich Französisches Obertribunal)と改称されたが、陣容は変わらず、Johann Jakob von Mühlenfelsが長官となった。1810年から1813年の間、またスウェーデンに帰属し(1810年、フランス系のベルナドット王家)、その間、スウェーデンとポメラニアの司法改革の結果、裁判所は、グライフスヴァルト上級控訴裁判所となった。ウィーン体制の下でプロイセンに組み込まれたが、ポメラニアとシュトラールズンドの伝統的な法的関係は、プロイセンに移転後も、1870年代の司法改革まで続いたのである<sup>32)</sup>。

---

32) Jörn, Lübecker Oberhof, Reichskammergericht, Reichshofrat und Wismarer Tribunal, Forschungsstand und Perspektiven weiterer Arbeit zur letztinstanzlichen Rechtsprechung im südlichen Ostseeraum (Das Gedächtnis der Hansestadt Lübeck) 2005, S.371ff.; ders. Die Verlegung des Wismarer Tribunals nach Pommern zu Beginn des 19. Jahrhunderts, 2004, S.93ff.; Wartenberg, Archivführer zur Geschichte Pommerns bis 1945, 2008, S.67ff. (Justiz).

ライヒ大審院(1879年)までの上級裁判所  
おもな上級裁判所の所在地



2 上級裁判所と現在の高裁 (OLG)

OLG(高裁)は、全国 24 か所に存在する。このOLG とLG (ラント裁判所)は、州(ラント)に属し、連邦の裁判所ではない。形式的には、1877年1月27日の裁判所構成法(1879年10月1日施行)によって設立されたが、その起原は、1871年の統一前の分裂時代に遡り、諸邦(ラント)の君主の裁判所にあり、高い権威をもっている。前述のようにベルリンの高裁は、プロイセン王国のもとの宮廷裁判所がもとになっており、現在でも、宮廷裁判所(Kammergericht)と呼ばれている。また、ハンブルクの高裁は、ハンザ都市高裁(Hanseatisches OLG)と呼ばれている。ザクセン州のOLGが、ライヒ大審院のあったライプチッ

ヒではなく、州都のドレスデンにおかれているのも、旧ザクセン王国の、1835年の王立上級控訴裁判所に起原があるからである。

もちろん、戦後の変更もあり、ザールは、戦前ケルンのOLG に属したが、ザールラントが、1956年のザール条約 (Saarvertrag) まで独立の自治地域となったおりに、独立のOLG が設立されたのである。チュービンゲン (現在シュトゥットガルトの支部)、フライブルク (現在カールスルーエの支部)、アウグスブルク (現在ミュンヘンの支部)、カッセル、ダルムシュタット (現在ともにフランクフルトの支部)、コブレンツ、ブレーメンのOLG も戦後のものであり、これは、占領地域とOLG の領域の齟齬から、はみだした地域に新たなOLG を創設したためである。シュレスヴィッヒのOLG は、キールのものに移転した。戦後、OLG の数が増加したのは、こうした歴史的経緯による。占領解消後に、もとのOLG の支部に格下げになったものもある (上述のかつこ内のもの)<sup>33)</sup>。

OLG は、ラント裁判所と連邦裁判所の間に位置しており、家族事件と少年事件については、区裁判所と連邦〔通常〕裁判所の間にあり (労働事件でもこれに近い)、また、刑事事件では、連邦〔通常〕裁判所の下級裁判所となっている<sup>34)</sup>。労働事件でも、Arbeitsgerichtは、区裁判所相当であり、二審は、Landesarbeitsgerichtというが、三審は、連邦労働裁判所である。

こうして、OLG は、連邦〔通常〕裁判所の下部組織という性格の反面、各州の最高裁としての地位をなお有しており、その権威は基本的には高い (とくに沿革的に古いOLG)。たとえば、修習生の採用の実務にあたるのが、各州の司法省とOLG であるなど、人事に関するOLG の権限は、日本の高裁とは比べようのないほど強い。地域の実情にそくした対応の可能性、地方分権の一側面、

---

33) 拙稿・前掲書 (前注1) 406 頁以下参照。

34) 区裁判所の家族部 (夫婦) と少年部 (親子)、後見部、相続部は、それぞれ、家庭裁判所 (Familiengericht)、少年裁判所 (Jugendgericht)、遺産裁判所 (Nachlassgericht)、後見裁判所 (Vormundschaftsgericht) と呼ばれるが、独立した組織でなく、略称である。これに対し、労働裁判所は、戦後に独立の組織となった。連邦労働裁判所も、ライヒ大審院の一部であった戦前 (ライヒ労働裁判所) とは異なり、独立の組織となった。

あるいは官僚主義の排除などでも、参考とすべき点は多い<sup>35)</sup>。

### 3 ライヒ大審院と連邦裁判所

(1) 戦前のライヒ大審院の後継は、戦後の連邦裁判所(BGH)である。しかし、この大陸型の最上級裁判所は、必ずしも唯一の存在ではない。アメリカの最高裁やそれをモデルとするわが最高裁が、三権の一角をなす司法のトップを象徴するのに対し、わが戦前の大審院やライヒ大審院・連邦裁判所(BGH)は、民事・刑事の最高裁判所であるのにとどまる。

ドイツには、現在、最高裁としての地位を有する連邦の裁判所が多数存在する。連邦憲法裁判所のほか、連邦行政裁判所、連邦財務裁判所、連邦労働裁判所、連邦社会裁判所などであり、これらは、BGHと同格であり、その全体が抽象的な「最高裁」(Oberste Gerichte)を形成しているのである(基本法95条1項、文言上憲法裁判所は含まれない)。ライヒ大審院の時代にも、その中の特別部としてライヒ労働裁判所が設置され、また独立の組織として、ライヒ行政裁判所が設置された。しかし、憲法裁判所は設置されず、財務裁判所や社会裁判所も存在しなかった。司法権は、かなり限定的であったといつてよい。

司法権限の分裂は、現在でも継続しているといつてよい。連邦裁判所(BGH)と連邦憲法裁判所は、南ドイツのバーデン・ヴュルテンベルク州のカールスルーエにあり、連邦財務裁判所も、南ドイツのバイエルン州のミュンヘンにある。連邦労働裁判所は、カッセルにある。そして、連邦行政裁判所は、ザクセンのライプツヒヒのものとライヒ大審院の建物にあり、連邦社会裁判所は、エルフルトである。後二者は、再統一のおりに、ベルリンとカッセルから移動したのである<sup>36)</sup>。

最上級審には、判例の統一という機能がある。そこで、これらの連邦裁判所の意見を統一するために、全連邦裁判所の共通部がある(Gemeinsamer Senat der obersten Gerichtshöfe des Bundes)。共通部には、固有の建物も組織もなく、

---

35) 拙著・大学と法曹養成制度(2001年)201頁参照。

36) 拙稿「ドイツ再統一と連邦裁判所の再配置」司法の現代化と民法(2004年)414頁。



必要に応じて各連邦裁判所の代表によって組織される。実際に組織されることは多くはなく、若干の例があるにとどまる。共通部は、民事の大法廷・刑事の大法廷 (Großer Senat für Zivilsachen, Großer Senat für Strafsachen)、民事・刑事の統一連合部 (Vereinigte Große Senate) が、連邦裁判所内部の組織であるのとは異なる。

この共通部の制度は、基本法95条3項で、判例の統一のために予定され、1968年の基本法改正で定められた (G.1968.6.18, BGBl.I, S.657)。このための特別法としては、Gesetz zur Wahrung der Einheitlichkeit der Rechtsprechung der obersten Gerichtshöfe des Bundes (ReprEinhG) がある (G.1968.6.19, BGBl.I, S.661)。共通部は、各連邦裁判所の長官、場合により裁判長や他の裁判官から成る。共通部の裁判長は、参加しない連邦裁判所の最年長の長官が成る。ただし、1968年以来、ごくまれにしか行われたことはない<sup>37)</sup>。

(2) 民事・刑事の事件については、OLG が二審となり、上告審が連邦裁判所 (BGH) となるが、他の上告審では、必ずしも同じ構造とはなっていない。労働裁判所では、二審がラント労働裁判所であり、一審は労働裁判所である。社会裁判所も同様である。行政裁判所では、行政裁判所ないし控訴行政裁判所が二審、行政裁判所が一審で、財務裁判所では、三審制はとられていない。これは、財務事件が限定されることによる。終審は連邦財務裁判所である。連邦懲戒裁判所 (Bundesdisziplinargericht, Frankfurt) と軍務裁判所 (Truppendienstgericht) も終審は、連邦行政裁判所となる。特許事件では、連邦特許裁判所 (Bundespatentgericht, München) が初審で、終審は連邦裁判所 (BGH) となり、二審制となっている<sup>38)</sup>。

(3) オーストリアでは、1749年に、マリア・テレジア (位1740-1780) によっ

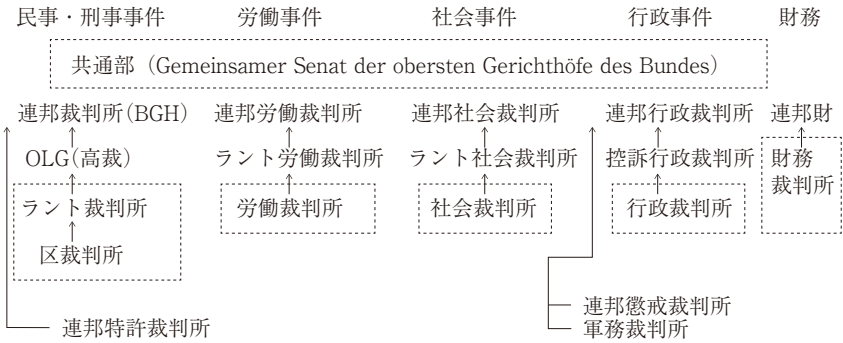
---

37) たとえば、Beschluss des Gemeinsamen Senats vom 5.4.2000, GmS-OGB 1/98; Beschluss des Gemeinsamen Senats vom 27.4.1993, GmS-OGB 1/92.

38) Vgl. Übersicht über den Gerichtsaufbau in der Bundesrepublik Deutschland ([http://www.bmju.de/DE/Service/GerichtsStAFinder/\\_node.html;jsessionid=438713F5601C84F3C0947FAA8405F85.1 \\_\\_cid289](http://www.bmju.de/DE/Service/GerichtsStAFinder/_node.html;jsessionid=438713F5601C84F3C0947FAA8405F85.1__cid289)). 区裁判所については、前掲 (前注1の体系と変動) 416 頁注19参照。

て、最高司法院（Obersten Justizstelle）が設立された。オーストリアは、神聖ローマ帝国外の広範な領土をもっていたから、これらを統合する裁判所が必要だったからである。その後、変遷し、ドイツ連邦の時代の 1848 年に、最高裁が設立された。ドイツの国制上は、プロイセンなどの上級裁判所と同じ位置づけであるが、オーストリアは、ドイツ統一に加わらなかったから、この最高裁は現在まで存続している<sup>39)</sup>。

ドイツの裁判所の構造（注 38 参照）



39) 拙稿・一橋法学12巻3号81頁参照。

プロイセン上級裁判所 (Preußisches Obertribunal)

